

国際卓越研究大学の認定及び
国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可
に関する公募要領



国際卓越
研究大学

文部科学省 研究振興局

令和6年12月

目次

はじめに	1
第Ⅰ部 公募内容	2
1. 基本的な考え方	2
2. 国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可について	3
(1) 申請主体	3
(2) 認定対象	3
(3) 認定及び認可件数	3
(4) 認定要件	3
(5) 体制強化計画の期間	4
(6) 認可要件	4
(7) 助成額の算定方法	4
(8) 助成金の用途等	6
(9) 体制強化計画の変更	7
(10) 助成の終了	7
3. 審査	7
(1) 審査方法	7
1) 第一次審査	8
2) 第一次審査通過後	8
(2) 審査資料	8
(3) 提出期限・公募スケジュール	9
(4) 提出先	9
(5) 審査状況の公表	9
(6) 利害関係者の排除	9
4. 報告・評価	10
(1) 年度報告	10
(2) 進捗確認（モニタリング）	10
(3) 期末（マイルストーン）評価	11
5. その他	11
(1) 規制緩和等の推進	11
(2) 助成金に関する留意事項	11
(3) 次回の公募予定	12
(4) 問い合わせ先	12
第Ⅱ部 留意事項	13
1. 研究インテグリティ等に関する留意事項	13
2. 研究環境の整備に関する留意事項	20

はじめに

本公募要領は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律に基づく国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画（以下「体制強化計画」という。）の認可に当たり、必要な手続き等を記載したもので、「第Ⅰ部 公募内容」「第Ⅱ部 留意事項」から構成されます。

本公募においては、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の審査を一体的に行うため、国際卓越研究大学の認定を申請する大学の設置者に、認定申請と併せて体制強化計画の案の提出を求めます。

申請者は、まず、令和7年5月16日までに、国際卓越研究大学に係る国際卓越研究大学の認定に関する基準確認書（以下「認定基準確認書」という。）・体制強化計画第一次案の概要及び申請概要（公表用）・体制強化計画第一次案・補足説明資料（外部資金獲得計画等）を提出する必要があります。提出資料作成の際は、本公募要領に加え、以下の法令や文書を確認して期限までに提出してください。

- ・ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号。以下「法」という。）
- ・ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「規則」という。）
- ・ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第22号）
- ・ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令和4年11月15日文部科学大臣決定。令和6年6月14日改訂。以下「基本方針」という。）
- ・ 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針（令和4年11月15日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）
- ・ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について（通知）（令和6年6月14日付け6文科振第268号）
- ・ 国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議（アドバイザリーボード）における審査の状況について（令和5年8月30日 国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議（アドバイザリーボード））
- ・ 国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議（アドバイザリーボード）における審査の結果について（令和6年6月14日 国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議（アドバイザリーボード））

審査を経た後に、アドバイザリーボードの審査における認定候補となった大学については、法第4条の規定に基づき、国際卓越研究大学に係る認定申請書を提出し、文部科学省を通じて総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴くことを経て、国際卓越研究大学としての文部科学大臣の認定を受け、さらに、法第5条の規定に基づき、体制強化計画に係る認可申請書を提出し、文部科学省を通じて内閣総理大臣及び財務大臣への協議と総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学

術審議会の意見を聴くことを経て、文部科学大臣の認可を受けることができます。認可後、体制強化計画に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）による助成を実施します。

第Ⅰ部 公募内容

1. 基本的な考え方

近年、諸外国のトップレベルの研究大学が豊富な資金を背景として研究力を高めているのに対し、我が国の大学は研究論文の質・量ともに低調な状況にあります。その要因の一つとして、諸外国の大学では公的な財政支援や民間企業等との連携、寄附、資産運用など、多様な財源をもとに研究環境を充実させるとともに世界トップクラスの研究人材を招聘し、そうした環境が更に新たな研究人材や民間企業からの投資、寄附を呼び込むといった知的価値創造の好循環が形成されていることが挙げられます。

我が国においても、大学の機能拡張を推進する中で、大学が国際的な切磋琢磨を通じて研究力を向上させるという緊張感を持ち、世界トップクラスの研究者の獲得はもとより、次代を担う自立した若手研究者を育成し、活躍できるようにするための大胆な資源配分、研究時間を十分に確保するための研究者の負担軽減、大学の有する知的資源の価値化等に取り組んでいくことが求められています。

このため、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学を国際卓越研究大学として認定し、当該大学が作成する体制強化計画に対して、大学ファンドによる助成を実施します。

これにより、国際卓越研究大学における研究環境の充実、優秀な人材の獲得を促し、知的価値創造の好循環を形成することで、我が国の学術研究ネットワークを牽引し、諸外国のトップレベルの研究大学に伍する研究大学の実現を図っていきます。

国際卓越研究大学は、体制強化計画の実行を通じて、以下の事項を実現することを目標とします。

- ・ 多様な分野の世界トップクラスの研究者が集まり、次世代の研究者を育成できる機能を強化（世界から先導的モデルと見なされる世界最高水準の研究大学）
- ・ 国内外の若手研究者を惹きつける多様性と包括性が担保された魅力的な研究環境を実現し、学術研究ネットワークを牽引
- ・ 社会の多様な主体と常に対話し、協調しながら、イノベーション・エコシステムの中核的役割を果たす

これらの目標を達成するための手段・取組は画一的なものではありません。各大学においては、諸外国のトップレベルの研究大学に伍していこうとする強い意志に基づき、各々の特色・特長が際立つ大学像を描き、国内外に積極的に発信し新たな大学像を確立するとともに、従来のアプローチにとらわれない発想も躊躇することなく取り入れ、体制強化計画を立案していくことが期待されます。

既存の取組の単なる延長線にとどまる計画や大学の一部のみしか関与しない計画

ではなく、大学を挙げて特色・特長を伸ばし、世界最高水準の研究大学を実現するための挑戦的な体制強化計画を認可し、その実現を大学ファンドによる助成や規制緩和等により後押ししていきます。

2. 国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可について

国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可は、これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「変革」への意思（ビジョン）とコミットメント（誓約）の提示に基づき実施します。また、制度の趣旨や審査における大学の負担も考慮し、国際卓越研究大学の認定と体制強化計画の認可の審査を、以下の観点から、一体的に行います。

- ① 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力
- ② 実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略
- ③ 自律と責任のあるガバナンス体制

（１）申請主体

大学の設置者が申請主体となります。

（２）認定対象

世界最高水準の研究大学となるポテンシャルのある国公立大学を対象とします。

（３）認定及び認可件数

制度の趣旨を踏まえ、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の対象は数校程度に限定します。

（４）認定要件

国際卓越研究大学の認定に関する基準は、法第4条第3項各号、規則第2条各項の規定及び基本方針二2（１）～（７）に基づくこととし、全ての基準を満たすことを要件とします。申請の際は全ての基準を満たしていることを証する書類を提出してください。具体的には、認定基準確認書の記入要領に従って記入してください。

認定の審査の際は、研究計量に関するライデン声明¹等を踏まえ、定量的指標は定性的情報と併せて活用するとともに、分析の中立性・透明性・検証機会の確保に努めることとします。また、世界最高水準の研究大学となるポテンシャルのある大学を認定する観点から、一定の時点での数値だけでなく、過去の推移やこれまでの経営努力の把握に努めることとしています。

¹ 平成27年に公表。10項目の原則から成り、研究評価における計量データの利用についての留意点を示したものです。

（５）体制強化計画の期間

体制強化計画の期間については、国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、一定程度の長期性を有する必要があるため、最長で 25 年とし、その範囲内で、大学が自ら設定します。

また、一定期間（6 年～10 年を目安）ごとに、体制強化計画の進捗状況について、支援の継続の可否に係る評価を実施するため、体制強化計画期間を一定期間ごとに区切り、第Ⅰ期、第Ⅱ期、・・・とし、達成目標などを設定してください。体制強化計画の期間及び各期の期間については、大学からの申請に基づき、審査の過程で決定します。

なお、今回、体制強化計画が認可された大学に対して、令和 7 年度中の助成を目指していますが、令和 7 年度は準備期間²として扱い、令和 8 年度が 1 年目となるように作成してください。

（６）認可要件

法第 5 条第 3 項各号、基本方針三 3（１）～（３）に基づき、全ての基準を満たすことを体制強化計画の認可に関する要件とします。なお、体制強化計画の期間内に、以下の 3 点の目標を達成することが求められることに留意してください。

- ① 各大学が設定した研究力などの目標（例：注目度の高い論文（Top10%論文数や割合）が、世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなること）を達成していること
- ② 継続的な事業成長³（年平均 3 %程度の支出成長率）を実現していること
- ③ 事業終了後も持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの規模の大学独自基金を造成していること

（７）助成額の算定方法

大学ファンドからの毎年度の助成総額は、関係府省が参加する会議体において、大学ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮しつつ決定します。

個々の大学への助成額は、助成総額の範囲内で、大学の自律的な経営能力の向上や多様な財源確保を促す観点から、体制強化計画やその進捗状況を踏まえ、外部資

² 令和 7 年度に助成する額は、準備期間である令和 7 年度分及び体制強化計画初年度の令和 8 年度分となります。また、最終年度の前年度が最後の交付となり、体制強化計画の最終年度には助成金の交付はありません。

³ 定義は「国際卓越研究大学研究等体制強化計画第一次案（記入要領）」の「４．事業を実施するために必要な資金の額及び調達方法 （２）事業成長のシミュレーション １）事業成長の算定に使用する事業規模の定義」を参照してください。

金（公的資金⁴を除く）⁵の獲得実績⁶や大学ファンドへの資金拠出などに応じて以下に記載する算定式を用いて算定します。

その他、助成に関する留意事項は基本方針三 9、大学ファンドへの資金拠出については基本方針三 2（5）を参照してください。

<助成額の算定式>

外部資金（公的資金を除く）の獲得実績に応じた「研究等体制強化促進分」に加え、将来的な大学独自基金の造成及び大学ファンドの運用元本の強化による制度の安定性の確保等の観点から、「大学成長基盤強化促進分」を助成することとし、各年度の助成額は以下の式で算定します。

$$\text{助成額} = \boxed{\text{研究等体制強化促進分}} + \boxed{\text{大学成長基盤強化促進分}}$$

$$\boxed{\text{研究等体制強化促進分}}$$

$$= \text{各大学の外部資金獲得額（公的資金を除く）の5年平均} \times \text{係数}\alpha^{※1}$$

$$\boxed{\text{大学成長基盤強化促進分}}^{※2}$$

$$= (\text{大学の自己財源}^{※3} \text{より大学独自基金に積み上げた額} + \text{大学の自己財源より大学ファンドへ資金拠出（出えん）した額}) \times \text{係数}\beta^{※1}$$

※1 $\alpha = 1.0$ 、 $\beta = 2.0$ を基準としますが、審査の際に必要性や根拠などを審議した上で、継続的な事業成長を果たすことの蓋然性や大学独自基金の造成の実現可能性の観点も踏まえ、体制強化計画の内容に応じて設定することとします。なお、大学への助成は、大学ファンドの運用益から確保される助成財源を原資とし、関係府省が参加する会議体において決定される当該年度の助成総額の範囲内で実施されることとなります。また、認定後もモニタリング等を通じて、世界最高水準の研究大学を実現するための効果的・効率的な助成金の使用について確認していきます。

※2 実績に基づいて算出するため、3年度目から加算されます。

※3 自己財源とは外部資金獲得額（公的資金を除く）を指します。

<助成額の上限>

研究等体制強化促進分の上限は、大学の個別財務諸表等に基づく事業規模の25%程度を目安とします。

⁴ 公的資金とは、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や競争的研究費などの個別のプロジェクト、活動の支援に充てる目的で国等が支出する資金を指します。

⁵ 定義は「国際卓越研究大学研究等体制強化計画 第一次案（記入要領）」の「4. 事業を実施するために必要な資金の額及び調達方法（2）事業成長のシミュレーション 2）外部資金（公的資金を除く）の定義」を参照してください。

⁶ 外部資金（公的資金を除く）の獲得実績は当該年度に発生した外部取引による収入等とします。

大学成長基盤強化促進分の累計額について、体制強化計画の終了時点における大学独自基金積立額全体に占める、助成金を用いた出えん金の割合の上限を 67% とします。

大学ファンドから各国際卓越研究大学への助成の考え方（イメージ）

<助成の前提条件（基本方針より）>

- 毎年度の助成総額は、関係府省が参加する会議体において、大学ファンドの運用益の状況や財務の健全性確保を考慮しつつ決定。
- その額の範囲内で、大学の自律的な経営能力の向上や多様な財源確保を促す観点から、体制強化計画やその進捗状況を踏まえ、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定。
- 外部資金の獲得状況(年平均5%程度以上の増加)等を基に、
 - ・継続的な事業成長(年平均3%程度の支出成長率)を果たすことの蓋然性が高いものとなっていること。→ 研究等体制強化促進分
 - ・持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの規模の大学独自基金の造成の実現可能性が高いこと。→ 大学成長基盤強化促進分

◆ 助成額の算定式イメージ

$$\text{助 成 額} = \text{研究等体制強化促進分}^{\ast 1} + \text{大学成長基盤強化促進分}^{\ast 2}$$

※ 1 研究等体制強化促進分 = (各大学の外部資金獲得額（公的資金を除く）の5年平均) × 係数 α （マッチング係数）

※ 2 大学成長基盤強化促進分 = (大学の自己財源より大学独自基金に積み上げた額
+ 大学の自己財源より大学ファンドへ資金拠出(出えん)した額) × 係数 β （マッチング係数）

○ 設定条件

- ・外部資金獲得額 = 100
- ・うち、30を大学独自基金に積み上げ、もしくは自己財源からの資金拠出(出えん)に充当

$$\text{研究等体制強化促進分} = 100 \times \alpha$$

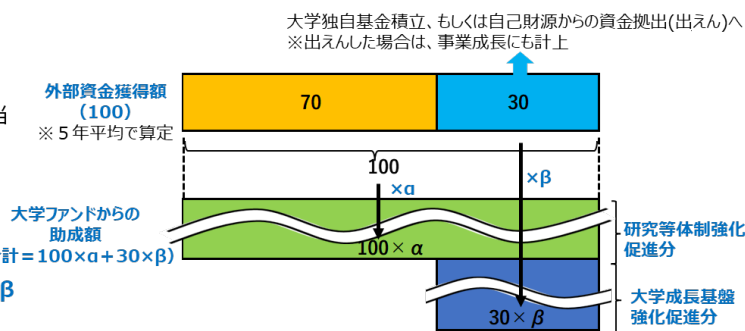
$$\text{大学成長基盤強化促進分} = 30 \times \beta$$

$$\text{助成額の総額} = 100 \times \alpha + 30 \times \beta$$

※ 条件はあくまでもシミュレーション上、設定しているもの

※ 助成額の上限については、将来的な持続性の観点から、事業規模に占める助成の割合の上限を設定する予定

※ 上記の各係数（ α 及び β ）については、関係府省において協議の上で設定する



（出典）科学技術・学術審議会 大学研究力強化委員会（第9回）（令和4年11月2日）資料1

（8）助成金の使途等

助成金の用途として支出できる経費は、各大学の自律性とその責任の下、体制強化計画に掲げる取組（基本方針三2（2）イ～ホに掲げる事項）に係るもの全般です。なお、毎年度の助成金を、大学の独自基金に直接積み立てることは想定していません。ただし、助成金を用いて大学ファンドへの資金拠出（出えん）を行い、助成終了後に払い戻された資金を大学独自基金に組み込むことは可能です。

また、期末（マイルストーン）評価の期間をまたぐケースを除き、JSTの事前の関与を受けることなく各大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができることとします。

大学ファンドからの助成については、配分元であるJSTにおいてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても、体制強化計画との適合性の確保を前提として、原則としてJSTの事前の関与を受けることのない助成形態とします。そのため、使途については、各大学が適切に説明責任を果たす必要があることに留意してくだ

さい。文部科学省としても、使途報告の概要を速やかに公表し、事後的な透明性の確保を図ることとしています。詳細は実施方針を確認してください。

(9) 体制強化計画の変更

体制強化計画を変更する際には、法第5条第6項及び第7項の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受ける必要がある点に留意してください。

(10) 助成の終了

体制強化計画に基づき、助成を実施するため、(5)の体制強化計画の期間が終了した際に助成は終了します。また、体制強化計画の期間内であっても、目標を達成した場合には、助成を終了することがあります。

また、国際卓越研究大学の設置者が法第11条第1項各号のいずれかに該当したときに、文部科学大臣は、法第11条の規定に基づき、体制強化計画の認可を取り消すことができることとしており、その際には、助成は終了します。

体制強化計画の期間中に各大学から大学ファンドに資金拠出された出えん金は、寄附金の性質を有するものであり本来的には出えん者に払い戻すことは予定されませんが、助成が終了したときは、出えんを募った際の条件に基づき、出えんした額を上限に、払い戻し時点の大学ファンドの純資産における出えん金の割合等に応じて払い戻し金額を決定し、5回程度に分けて毎年度段階的に払い戻します。なお、払い戻しを行えるのは、大学ファンドの自己資本比率が一定の自己資本比率⁷を超えている場合に限りです。

3. 審査

国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の審査は一体的に行います。その際、書面や面接による審査だけでなく、研究現場の視察や大学側との丁寧な対話も行いつつ段階的に審査を行います。

(1) 審査方法

審査は、有識者が参画する会議（以下「アドバイザリーボード」という。）において実施します。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられ

⁷ 運用資産総額に対する将来の費用の発生に備えるため又は将来の欠損金の補てんに充てるための金額として資本剰余金に計上されている額を除く自己資本（貸借対照表における純資産の額をいう。資本金・資本剰余金・利益剰余金及びその他有価証券評価差額金等からなる。）の割合が、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（令和4年1月7日 文部科学大臣決定、令和5年3月15日一部改定）」第二、一に定めるレファレンス・ポートフォリオの年次の標準偏差の2.33倍以上。

るよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築します。また、必要に応じて、国内外のレビュアーの協力も得ながら、以下の手続きで審査を行います。

1) 第一次審査

第一次審査では、提出資料に基づき、書面審査を行います。

2) 第一次審査通過後

研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施することとし、面接審査、現地視察による段階的な審査の過程の中で、審査の状況によっては大学において体制強化計画案の再検討や修正を実施し、アドバイザリーボードにおいて認定候補大学を選定します。なお、審査結果によっては、認定候補大学の選定に当たり留保条件を付し、追加的に計画の検討を求める場合もあります。

(2) 審査資料

審査資料は、電子ファイル（書面は PDF 形式及び加工可能な形式の双方）により以下の資料を提出してください。申請に当たっては、本制度の趣旨を十分に踏まえて、各審査段階で以下の申請書類を作成し、申請してください。なお、使用言語は、原則日本語と英語の2種類を必須とします。

① 第一次審査

- ・ 認定基準確認書
- ・ 体制強化計画第一次案（概要）及び申請概要（公表用）
- ・ 体制強化計画第一次案
- ・ 補足説明資料（外部資金獲得計画等）

② 第一次審査通過後

各審査段階に応じて、審査に必要な説明資料等の提出を求める予定です。具体的な様式等は、第一次審査を通過した申請者に別途連絡します。

なお、審査の過程で、アドバイザリーボードの意見を踏まえ、別途追加資料や修正案の提出を求めることがあります。

(3) 提出期限・公募スケジュール

令和6年12月24日(火)	公募開始
令和7年5月16日(金) 15:00	第一次審査提出書類締切(日本語版・英語版)
	※ 締切後の提出や差し替えは受け付けない。

夏～冬頃	書面審査・面接審査・現地視察により、段階的に審査を実施し、アドバイザリーボードにおいて認定候補大学を選定※。
------	--

冬以降	国際卓越研究大学の認定 体制強化計画の認可
-----	--------------------------

令和7年度中(予定)	助成開始
------------	------

※アドバイザリーボードの審査において、認定候補大学の選定に当たり留保条件が付された場合の追加的な検討の期間については、審査の過程で決定します。

(4) 提出先

以下のリンク先に提出してください。また、提出を確認するため、ファイルの提出時に5.(4)のメールアドレスにも提出した旨を連絡してください。

○「提出先リンク」

<https://mext.ent.box.com/f/f2978848d25647c2acc34c70133d7e47>

(5) 審査状況の公表

申請のあった法人名及び大学名と申請概要(公表用)については、公募締切後に公表します。なお、各段階の審査状況については、必要に応じて、申請者に通知するとともに公表することがあります。

また、国際卓越研究大学の認定後、速やかに、当該大学名、設置者の法人名、認定年月日を文部科学省ウェブサイトにおいて公表します。

さらに、体制強化計画の認可後、当該大学名、設置者の法人名、認可年月日、体制強化計画の概要を文部科学省ウェブサイトにおいて公表します。

(6) 利害関係者の排除

審査に関する利害関係者の排除の方針は、次のとおりとします。

アドバイザリーボードの構成員やレビュアーのうち、以下①～③に該当する者は当該申請法人又は申請大学に係る審査は行わないものとします。

- ① 本人が申請法人又は申請大学に在職(就任予定を含む。)している場合、又は過去3年以内に在職していた場合

- ② 申請書等において何らかの形で本人が参画する内容の記載がある場合
- ③ その他、本人が中立・公正に審査を行うことが困難と判断する事由がある場合

また、公募の開始から認定候補大学の選定までの間に、アドバイザリーボードの構成員に対し、評価及び採択についての働きかけを行うなど、本公募による選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害したと認められる申請法人又は申請大学については、審査を行わないまたは取りやめることとします。

4. 報告・評価

国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可を受けた後に国際卓越研究大学が行う必要のある報告や定期的に受ける評価は以下のとおりです。

(1) 年度報告

国際卓越研究大学の設置者は、毎年度、以下①～③の書類を各期限までに文部科学大臣に提出する必要があります。

提出資料	提出期限
① 認定基準について審査時に提出した書類の更新版	認定を受けた年度から開始して1年ごとに、翌年度の6月末までに提出。
② 各年度の助成金の使途報告	助成金を使用した各年度の翌年度の6月末までに提出。
③ 各年度末までの体制強化計画の実施状況の概要	認可を受けた日の属する年度の末日から起算して1年ごとに、翌年度の6月末までに提出。

初回の報告時期については、令和7年度に国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可を受け助成が開始された場合は、①及び②は令和8年6月末までに、③は令和7～8年度の2年度分の実施状況を令和9年6月末までにそれぞれ提出することとなります。また、②の使途報告については、この概要を文部科学省において公表します。

(2) 進捗確認（モニタリング）

文部科学省は、提出されたこれらの年度報告を用いて、毎年度、書面による進捗確認（モニタリング）を行います。モニタリングに当たっては、マイクロマネジメントを避け、短期的な成果主義に流されず、長期的に大学の取組や活動を後押しすることができるよう、体制強化計画において大学が提示するビジョンを実現するための事業成長及び研究力強化に係るコミットメントの達成状況を客観的な指標に基づ

いて確認することに主眼を置き、特段の問題がなければ、支援を安定的に実施する予定です。

ただし、認定基準を満たしていないことが確認された場合や体制強化計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときなどは、報告又は資料の提出を求めることがあります。また、アドバイザリーボードの座長が、体制強化計画の円滑かつ確実な実施を確保するために要すると判断する場合等は、必要に応じてアドバイザリーボードより大学に助言等を実施することがあります。

(3) 期末（マイルストーン）評価

厳格な結果責任を求める観点から、一定期間（6年～10年を目安）ごとに、支援の継続の可否に係る評価を実施することとし、中長期的な観点から結果責任を問うこととします。この期間については大学からの申請に基づき、審査の過程で決定します。

期末評価は、体制強化計画期間を区切った、第Ⅰ期、第Ⅱ期、・・・の単位で、期中の取組やコミットメントの達成状況の確認や次期の詳細な実施計画に基づき行います。

その際、国際卓越研究大学の認定基準を満たさない状態が継続していた場合、法第4条第6項及び第7項の規定に基づき、認定を取り消すことがあります。また、評価の結果、体制強化計画の変更を求めることがあります。変更には法第5条第6項及び第7項の規定に基づき、所定の手続きを経て文部科学大臣の認可を受ける必要がありますので、留意してください。さらに、評価の結果、支援を受ける前提となる大学のコミットメントが一定期間連続して達成されていないことが、体制強化計画と実態との間の乖離によって明らかになった場合などは、法第11条の規定に基づき、体制強化計画の認可を取り消すことがあります。

5. その他

(1) 規制緩和等の推進

本制度の目的である国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を推進するために、文部科学省は、アドバイザリーボードにおける議論も踏まえ、大学に係る各種規制の緩和等を検討します。審査の過程や国際卓越研究大学との意見交換等を通じて現場の具体的なニーズを把握しつつ、国際卓越研究大学からも規制緩和等を提案する機会を設けるなど、双方向型のコミュニケーションを行う環境を整備します。

(2) 助成金に関する留意事項

毎年度の助成額は、2（7）のとおり、関係府省が参加する会議体において決定される当該年度の助成総額の範囲内で決定します。各国際卓越研究大学への助成額の見積りに必要であるため、前年度の外部資金獲得実績（公的資金を除く）等の暫定値の提出を毎年5月下旬目途に求めますので、文部科学省からの指示に従って暫定

値を提出してください。国際卓越研究大学への助成は JST が行います。本助成は実施方針に基づき行われるため、詳細は実施方針を確認してください。

国際卓越研究大学においては、助成金について、他の公的資金と同様に適切な管理及び執行を行い、公正かつ効果的、効率的な使用に努めてください。

(3) 次回の公募予定

国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可に当たっては、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に行います。次回の公募の有無については、採択結果等も踏まえ検討します。

(4) 問い合わせ先

文部科学省
研究振興局 大学研究基盤整備課
大学研究力強化室 研究力強化推進係
電話番号：03-5253-4111（内線 3831）
メールアドレス：ru-fund@mext.go.jp

なお、本公募に際し、Slack（コミュニケーションツール）において、公募に関する質問を受け付けるチャンネルを開設します。申請を検討している大学で、Slack チャンネルへの参加を希望する大学は、メールアドレスを問い合わせ先まで登録ください。

- ・ 申請いただいたメールアドレスに、文部科学省からアカウントを付与します。
- ・ 原則として、1 大学 1 アカウントとさせていただきます。
- ・ 匿名でチャンネルに投稿可能ですが、チャンネルの参加者一覧にメールアドレスが表示されますので、御留意ください。
- ・ チャンネルへの参加には、携帯電話による SMS 認証や Authenticator 等によるアプリ認証といった 2 段階要素認証が必要です。アプリ認証の場合は該当アプリケーションのインストールが必要となりますので、学内の利用ルールなどをあらかじめ御確認ください。（対応アプリケーションは、Slack の公式 Web サイトを御確認ください。）

○「Slack ヘルプセンター」

<https://slack.com/intl/ja-jp/help/articles/204509068-2>

- ・ いただいたメールアドレスは当該 Slack チャンネルの運営以外の目的には使用いたしません。
- ・ 本公募に関する質問以外は受け付けません。

第Ⅱ部 留意事項

申請書類の作成、助成金の執行に当たっては、以下の各項目に留意してください。

1. 研究インテグリティ等に関する留意事項

特に、法第4条第3項第3号及び規則第2条第3項に規定する国際卓越研究大学の認定に関する基準において、研究インテグリティの確保体制等について、国際競争力の強化の観点から適切に整備されていることを要件とすること、さらに、法第5条第3項第1号に規定する体制強化計画の認可に関する基準において、世界最高水準の研究大学にふさわしい研究インテグリティの確保の点が明確であることが求められていることに留意してください。

(1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて機関に照会を行うことがあります。

(2) 不正使用及び不正受給への対応

助成金の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 助成金の返還等の措置

不正使用等が認められた場合、助成金の全部又は一部の返還を求めます。また、当該助成事業について次年度以降の助成金についても交付しないことがあります。

(ii) 参加⁸資格の制限等の措置

助成金の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者⁹に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本助成事業への参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{10・11}
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2. 偽りその他不正な手段により研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

(iii) 不正事案の公表について

本助成事業において、不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本助成事業への参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（所属機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された助成金の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則公表することとします。

⁸ 「参加」とは、新規又は進行中の研究課題へ研究代表者又は研究分担者等として参加することを指します。

⁹ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

¹⁰ 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知します。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

¹¹ 助成金を返還した当該年度についても、参加資格を制限します。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）¹²においては、調査の結果、不正を認定した場合、大学は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各大学においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

（３）他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他省庁を含む他の競争的研究費制度等^{*}において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3.12.17 改正）] に準じて、他の競争的研究費制度等において応募資格が制限されている期間中、本助成事業への参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度等」については、現在継続実施中の制度の他、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを御覧ください。

○競争的研究費制度

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

○ガイドライン対象制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

（４）関係法令等に違反した場合の措置

本助成事業を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、助成金の執行の停止、返還等を行っていただくことがあります。

（５）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本助成事業の応募及び実施等に当たり、各大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の内容を遵守する必要があります。

各大学においては、標記ガイドラインに基づいて、大学の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費等の適切な執行に努めていただきますようお願い

¹² 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が大学の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該大学に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

（６）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本助成事業の応募及び実施等に当たり、各大学¹³では標記ガイドラインに基づく研究費等の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に回答・提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の応募及び助成事業の実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 6 年度版チェックリスト（令和 7 年 4 月 1 日以降は令和 7 年度版チェックリスト）の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、応募までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。ただし、別途の機会に令和 6 年度版（令和 7 年度版）チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

この手続きは、本助成事業の実施を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

なお、チェックリストの提出がない場合には、当該大学に助成金を交付しません。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について大学のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

（７）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

本助成事業の応募及び実施等に当たり、各大学は、「研究活動における不正行為へ

¹³ 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

の対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)¹⁴を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が大学の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該大学に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本助成事業の応募及び実施等に当たり、各大学^{15・16}は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の応募及び助成事業の実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 6 年度版研究不正行為チェックリスト(令和 7 年 4 月 1 日以降は令和 7 年度版研究不正行為チェックリスト)の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、応募までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。ただし、別途の機会に令和 6 年度版(令和 7 年度版)研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出がない場合には、当該大学に助成金を交付しません。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

(「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

(9) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

¹⁴ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

¹⁵ 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

¹⁶ 各大学は、国際卓越研究大学に交付される助成金を活用して研究活動を実施している間、毎年度 9 月 30 日(9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを文部科学省に提出することが必要です。

本助成事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 助成金の返還等の措置

助成金を用いて実施された事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、助成金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の助成金についても一部交付しないことがあります。

(ii) 参加資格制限の措置

助成金に基づく研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、国際卓越研究大学に交付される助成金を使用した活動への参加資格の制限措置を講じます。

また、参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加¹⁷資格が制限される場合があります。

¹⁷ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、研究分担者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は研究分担者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間 ¹⁸
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、助成金を使用した活動への参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 7 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 6 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

¹⁸ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

助成金を使用した活動において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、大学は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各大学において適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(10) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修

国際卓越研究大学に交付される助成金を活用して研究活動を実施する場合、当該研究活動に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。なお、その際必要となる教材等は国際卓越研究大学において適切なものを用意してください。

なお、大学の設置者は、JST への助成金の交付請求手続きの中で、次の点を約束する文書を提出することが必要です。

- ・ 研究活動の実施前に、研究活動を実施する研究者等全員から研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認すること。

2. 研究環境の整備に関する留意事項

(1) 研究施設の計画的な整備について

「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年3月31日文部科学大臣決定）では、国立大学において、昭和40～50年代に大量に整備された施設が一斉に老朽改善のタイミングを迎えている中で、改善整備を行った面積に比べ新たに改善整備が必要となる面積が増加したことにより、結果的に老朽施設が十分に改善されていないことを問題として提示しています。そのため、同計画において、新たな教育研究ニーズに対応するためのスペース確保については、既存施設の有効活用を原則とし、真にやむを得ないものに限り新增築による整備を図ることとしています。

これを踏まえ、本助成事業により施設整備を行う際には、設置主体を問わず、体制強化計画の策定時より、当該施設の廃止までに必要となる改修・維持管理・解体経費等も考慮し、助成期間終了後は大学独自基金の運用益等からこれらの経費を支出できるよう、中長期的な見通しも踏まえて計画的に実施してください。

また、基本方針五2において、国際卓越研究大学は自らの機能拡張を図るにとどまらずイノベーション創出等の中核拠点として国際的な頭脳循環のハブとなることや、全国の多様な研究大学等との連携を強化することが求められていますので、本

助成事業による施設整備についてもこの点に留意して御検討ください。

- 「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」[文部科学大臣決定(R3.3.31)]
https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_keikaku-000013601-3.pdf

(2) 研究設備・機器の共用促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「統合イノベーション戦略2024」(令和6年6月4日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本助成事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該事業の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該事業の目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定(R3.3.26)]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略2024」[閣議決定(R6.6.4)]
https://www8.cao.go.jp/cstp////////tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4.3策定)
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

○「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

(3) 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本助成事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、適切に処遇することとしてください。また、本助成事業へ応募する際には、上記の博士後期課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度^{*}の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

※ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日～20 日)の勤務時間(7 時間 45 分～8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の子分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、大学にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学修時間とのバランスを考慮してください。
- ・ こうした博士後期課程学生への経済的支援等と併せて、(5)に記載する若手研究者等のキャリアパスの支援についても留意して必要な資金計画を御検討ください。

(4) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本助成事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

(5) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍で

きる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、国際卓越研究大学において博士後期課程学生への経済的支援を行う場合や、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

（６）URA 等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、本助成事業により、URA 等のマネジメント人材を雇用する場合には、可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。

さらに、本助成事業では、体制強化計画期間終了後の自律的な運営に向けた基金造成を求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組みの導入が望まれます。

（７）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制¹⁹が行われています。したがって、外為法で規制されて

¹⁹ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当し

いる貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、本助成事業を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、助成金の執行の停止、返還等を行っていただくことがあります。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型²⁰に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本助成事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本助成事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので御留意ください。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります²¹。このため、応募までに本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本助成事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。管理体制を構築の上、輸出にあたっては、外為法において規制する貨物や技術の有無を把握し、必要な手続きを実施してください。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

ない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

²⁰ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

²¹ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/tl0kaisei/ekimu_tutatu.pdf

（８）国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされているところです。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いいたします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

（９）研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

については、国際卓越研究大学においては、データポリシー等を整備し、管理対象データへのメタデータ付与を進めるとともに、研究者による機関リポジトリへの管理対象データの収載を進めていただきます。また、その際研究データマネジメント人材・支援体制の整備やセキュリティの確保等も併せて講ずる必要があります。

（10）NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、NBDC (現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本助成事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開に御協力をお願いします。

データの種類	公開先	公開先 URL
1. 構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2. 構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3. 2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

(11) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 6 年 1 月時点で 12 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがありますのでぜひ御活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

(12) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は、JST が運営する日本の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や

統計利用目的でも有効活用されていますので、本助成事業に参加する研究者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

(13) 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

国際卓越研究大学において研究を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等が改正されている場合がありますので、最新版を御確認ください。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、御留意ください。

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

○ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/mext_02626.html

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。